# 福岡大学法科大学院 法律専門試験 民 法 民事訴訟法

## 問題冊子(問題のみで3枚)

### 注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明,ページの落丁・乱丁および解答用紙の 汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆 (いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの)で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名(およびフリガナ)を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工(線を引く、書き込みをする、ページを折り 曲げるなど)を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、 不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

#### 第1問(民法)

次の〔事実関係〕を読んで、以下の〔設問〕に答えなさい。

### 〔事実関係〕

- 1 令和2年5月、Aが死亡し、その妻X1と子X2・X3およびY1の4名がA所有 の不動産甲・乙・丙(以下「本件各不動産」という。)を共同相続した(相続分はX 1が2分の1、その他は各6分の1ずつ。)
- 2 Y 1 は、同年 6 月 こ ろ、 X ら の 名義 を 冒用 して 相続 放棄書 を 偽造 し、 本件各不動産 につき Y 1 の 単独 相続 による 所有 権移 転 登記 を 経由 した。
- 3 そのうえで、同年9月ころ、Y 1 は、自己の負う債務を担保する目的で、不動産甲・ 乙についてはY 2 との間で、不動産丙についてはY 3 との間でそれぞれ売買予約を締 結し、それに基づく所有権移転請求権保全の仮登記をおこなった。
- 4 この事実に気づいた X らは、令和 3 年 1 月、Y 1 に対しては所有権移転登記の抹消を、Y 2 · Y 3 に対しては仮登記の抹消登記手続を求めて訴えを提起した。
- 5 第1審判決は、Xらの請求を全面的に認容し、所有権移転登記の全部抹消、仮登記の全部抹消を認めた。

#### (設問)

これに対して、Yらは、第1審判決の結論を覆すべく、どのような法的主張・法律 構成を展開して抗争していくことが考えられるだろうか。

#### 第2問(民法)

次の〔事実関係〕 を読んで、以下の 〔設問〕 に答えなさい。

#### [事実関係]

- 1. 酒類卸売業であるAは、5月1日、イベント企画を行う個人事業主であるB宛にスウェーデン産の洋酒【アクアビット:以下洋酒】100 ダースを 200 万円で売却する旨の契約を締結し、F市に所在するAが管理している甲倉庫にてBが引き取ることで合意した。
- 2. Aは洋酒 500 ダースを調達して甲倉庫に搬入し、その中からBに引き渡すべき 100 ダースを取り出して梱包し、5月12日、B宛に引き渡し準備完了との通知を行った。
- 3. 通知を受け取ったBは、同日未明、発熱し、新型コロナ陽性との診断を受けたため、 健康観察措置として外出を禁止されていること、アクアビットの品質について自ら確 認したいことなどを、A 宛に事情を説明し、甲倉庫にすぐ行くことができない旨をメ ールにて連絡した。
- 4. その後 B が、当初の履行期日の 8 日後である 5 月 20 日、甲倉庫に引き取りに行ったところ、甲倉庫内の洋酒はすべて何者かに盗まれていた。なお警察の捜査によると B が引き取りに赴いた同日の早朝に盗まれた可能性が高い証拠があるが、事件当時倉庫に施錠がなされていなかったことも判明した。
- 5. 甲倉庫の施錠については、就業後最後に帰宅する社員が確認することとなっているが、前日の19日の最後に帰宅したとされるA社の社員Cは、倉庫の二階部分の部屋に明かりがついていたため、自分のほかに社員が残っているものと判断し、施錠の確認を行わなかった。なお施錠のチェック等についての相互確認等は従来からなされていなかった。
- 6. BはAに対し当初の契約通り、あらためて洋酒100ダースの引渡しを求めている。
- 7. なお洋酒アクアビットはスウェーデンのコロナ情勢により入手が極めて困難となり、 現在の仕入価格は当初の2倍となっているため、Aは社会通念上当初通りの履行は不 能となったとの理由から再度の引き渡しを拒絶するとともに、B に約定通りの代金 200万円の支払いを請求しているが、B は拒否している。

#### 〔設問〕

以上の〔事実関係〕の下において、Aの請求は認められるか。また B からはどのような主張が反論として出されることが予想されるだろうか。

#### 第3問(民事訴訟法)

Yは、いわゆる預託金会員制のゴルフ場を経営する株式会社であり、Xは、本件ゴルフ場の会員によって組織され、会員相互の親睦等を期することを目的とするクラブである。なお、Xには固定資産はなく、規則等にも Xが財産を管理する方法等について具体的な定めはない。Xと Yとの間には協約書が締結されており、そこでは、Xは、一定の要件を満たす場合に、Yの経営内容を調査することができる旨が規定されていた。Yは、いわゆるバブルの崩壊を受けて経営状態が悪化の一途をたどっており、会員に対する預託金の返還が困難になり、預託金の返還猶予を求める状態にあった。そこで、Xは、本件協約書に基づき、Yの計算関係書類等の謄本の交付を請求したが、Yは、それを拒絶した。そこで、Xは訴えを提起して、上記謄本の交付を請求した。

この訴訟において、Yは、Xは固定資産を有しておらず、他にYの財産から独立して存立基盤となり得るX固有の財産は存在せず、また、財産管理の方法についても具体的に定めた規定がないので、独立した権利義務の主体たるべき社団としての財政的基盤を欠くと主張し、Xには当事者能力が認められないとして、訴えの却下を求めた。

裁判所はどのように判断すべきか述べなさい。